

平成30年度第10回南関町農業委員会会議録

平成31年1月10日(木)
午前9時30分開会
南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
3番 釘崎 眞貴子 君
4番 矢野 房幸 君
5. 議 事
第33号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第34号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第35号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
第36号議案 農地利用集積計画の承認について
第37号議案 非農地通知について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 杉村 公正 君	副会長 竹島 久利 君
1番 松本 泰典 君	2番 荒木 勝治 君
3番 釘崎 眞貴子 君	4番 矢野 房幸 君
5番 原 靖 君	6番 山本 精武 君
7番 荒木 茂 君	8番 田崎 芳憲 君
9番 北原 照代 君	

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（3名）

事務局長 東田 彰夫 君

書記 上田 賢 君

書記 美奈川 徹 君

平成30年度第10回南関町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午前9時30分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） 起立。ただいまから第10回の農業委員会総会を開会します。礼。

○事務局長（東田 彰夫君） おはようございます。

本日の出席委員は、11名全員出席になっておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（東田 彰夫君） それでは農業委員憲章朗読を3番、釘崎委員さん、よろしくをお願いします。

○3番（釘崎 眞貴子君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（東田 彰夫君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会開催にあたりまして、会長より挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（松村 公正君） 明けましておめでとうございます。

平成最後の年をですね、ご家族お揃いでお迎えのこととお慶び申し上げます。

1年間を振り返りますとですね、去年は6月、7月だったですか、集中豪雨ということですね、かなりの農地あたりもですね、被害に遭ったような状態でした。また夏はですね、猛暑ということで、熱中症がですね、かなりなられたということですね、大変な1年間でした。

今年もですね、正月早々から地震がまいりましてですね、心配しましたが、大したことないようでございますがですね、今年一年平凡な一年でありたいと思っています。

先ほど矢野さん、竹島からありますようにですね、3年続けてですね、農業委員さんがですね、農業事故でですね、入院されました。やはりですね、今年はそういうことのないようですね、皆さんもですね、自覚を持ってですね、農作業に頑張っていたきたいと思います。

また私たちの任期もですね、あと今日を含めて3回でございます。精一杯ですね、南関町農業発展のために頑張っていたきたいと思います。よろしく願いしてお

きます。お世話になります。

○事務局長（東田 彰夫君） はい、ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は、杢村会長にお願いしたいと思います。

なお、発言しようとする際は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、会長、お願いします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（杢村 公正君） それでは、議事に入ります。

議事録署名人を指名いたします。今回は議事録署名人として、3番、釘崎委員、4番、矢野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（杢村 公正君） それでは、議案審議に入ります。

第33号議案、「農地法3条1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。第33号議案、農地法3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請についてご説明いたします。

1番から4番は、譲受人が同一の申請になります。受付日、平成30年11月1日、申請番号134号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

5番、受付日、平成30年12月21日、申請番号174号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

なお、すみません、議案書の訂正をお願いいたします。譲受人の方ですね、農地の現在の面積が380㎡となっておりますが、これを4,637㎡に訂正をお願いいたします。4,637です。

○議長（杢村 公正君） ありがとうございました。第33号議案は、農地法第3条1項の規定に基づく、所有権移転許可申請4件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員さんよりの補足説明をお願いいたします。

5番、原委員、続きまして、1番、松本委員お願いいたします。

○5番(原 靖君) 1月の6日、中河原さんと事務局と私と行ってまいりました。前回、この前の12月に1回見には行ったところなんですけれども、前回見に行ったときに、自宅のほうの、自宅と兼用になってます907番地の3というところが宅地なんですけど、そこにお住まいなんですけれども、その裏のところに砂利を入れたばかりという状態で、車が入るようにされてましたので、その部分があることで面積が、砂利が入ってますので、その撤去をしてもらわんといかんという話をしましたら撤去されておりました。1月に行ったときは撤去されて、耕作できるような状態なので、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(松村 公正君) 続きまして、1番、松本委員、お願いいたします。

○1番(松本 泰典君) 1番、松本です。

1月8日、西田推進委員さん、事務局の上田さんと現地確認を行いました。現地は、関川のすぐ横ですかね、対岸に〇〇〇があります。その反対側です。

この譲受人の方の土地が周囲にございまして、これが1件ぽつんと田んぼがあるような状態になっております。何も問題ないと思えますけど、審議のほどよろしく願いします。

○議長(松村 公正君) ありがとうございます。事務局、委員さんよりの説明が終わりました。

この件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。ございませんか。

(なしの声)

○議長(松村 公正君) ないようでございますので、採決いたします。

第33号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) ありがとうございます。異議なしと認め、第33号議案は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、第34号議案、「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

今回の許可申請、6番、山本委員を譲渡人とする案件が含まれていますので、南関町農業委員会規則第10条、議案参与の制限に該当するため、申請番号1番から5番までの申請につきましては、山本委員につきましては退席をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。(まだよかの声) まだよか。(山本さん、まだ大丈夫ですの声) (まだよかの声) (はいの声)

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局(上田 賢君) はい、それでは、事務局よりご説明申し上げます。

第34号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご

説明いたします。

1番から5番は関連した転用となっております。

1番、権利の種類は賃借権、受付日、平成30年12月7日、申請番号169号、申請人、土地の所在等は記載のとおりで、転用の目的は、駐車場・通路です。

2番、権利の種類は使用貸借権、受付日、平成30年12月7日、申請番号170号、申請人、土地の所在等は記載のとおりで、転用の目的は、製品乾燥場です。

3番から5番は一つの申請になります。

権利の種類は所有権移転、受付日、平成30年12月7日、申請番号171号、申請人、土地の所在等は記載のとおりで、転用の目的は、資材置き場です。

6番から8番は一つの申請になります。

権利の種類は使用貸借権、受付日、平成30年12月7日、申請番号172号、申請人、土地の所在等は記載のとおり、転用の目的は、個人住宅の建設です。

9番、権利の種類は所有権移転、受付日、平成30年12月17日、申請番号173号、申請人、土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は、個人住宅の建設です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

第34号議案は、農地法第5条第1項の規定に基づく転用許可申請5件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員様よりの補足説明をお願いいたします。

まず9番、北原委員、お願いいたします。

○9番（北原 照代君） そしたら説明するのは3、4、5と1を外した分だけ説明するんですか。（全部いいですの声）全部いいですか。ああそうですか。

先月の7日に推進委員さんの前川さんと事務局とで現地を見てきました。地図がですね、現地を見てきましたけど、ほとんど雑種地、資材置き場ですね、置いてありましたね。たまに野菜を作っているところもありました。この地図が2つに分かれてるんですよね。それで一番下の地図のですね、2番目に4つ違う番号があるんですよね。地図の2枚目かな、わかります、第34号議案、農地法第5条、転用許可申請の6と、地図がありますね。場所はですね、これは〇〇〇があったところの県道を挟んだ反対側ですね。ここは何か資材がほとんど置いてありまして、ここに個人住宅を建てるということですね、既にもう農地から外れてます6、7、8はですね。

そして、一番後ろの地図、後ろから3番目かな、第34号議案の、1から5の資

材置場で書いてある地図がありますね。そこが、そのこの議案書の1と2がこれも農地じゃなくて雑種地で、資材置場とか駐車場とか自販機が置いてありました。それが県道のほうですね、県道のほうが資材置場になっていて、そして、この1番のもう既に駐車場になって、自販機が置いてあるところはそのままだと駐車場として、そして、その横が資材置き場になっているところを乾燥場して、そして3、4、5が、一番県道の後ろのほうですね、右側が宅地のある後ろに3枚の田んぼがあるですね、これが今度新しく資材置き場になるということです。わかりますか。県道沿いに家を建てるということで、個人住宅で、資材置き場に置いてあるところを、それと県道のところに駐車場となっているところを借って、今度新しく田んぼ、きれいに田んぼは作ってありました。そこに今度は資材置き場を置くということです。内容として問題はないかなと思って見てきましたので、ご審議よろしくお願ひします。

○議長（松村 公正君） 続きまして、5番、原委員、お願ひいたします。

○5番（原 靖君） 5番、原です。下のほうになります。34号議案、第5条農地転用許可、9番のところ、404㎡、同じ日に現地を見てまいりました。○○○さんのところの宅地も、この上のほうの下のほうの162-6はもう家が建っております。地図には写ってません。その前、南側のほうにこの家が建つそうですが、個人住宅が建つそうです。何ら問題はないと思います。審議のほうをよろしくお願ひいたします。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

事務局、委員さんの説明が終わりました。

まず、申請番号1番から5番の件につきましては、6番委員、山本委員に関連する議案でございますので、山本委員に対しまして暫時退席をお願いしたいと思ひます。

それでは、6番、山本委員が退席されましたので、申請番号1番から5番について、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。（はいの声）はい、どうぞ。

○1番（松本 泰典君） 1番の松本です。

これは譲受人というか、3、4、5は所有権移転ですか。

○事務局（上田 賢君） はい、3、4、5は所有権移転になります。

○1番（松本 泰典君） そしたら面積的には足らんとやなか。

○事務局（上田 賢君） 何がですか。

○1番（松本 泰典君） 1,487しかなくて。

○事務局（上田 賢君） 何がですか。

○1番（松本 泰典君） 売買じゃなかと、所有権移転。

- 事務局（上田 賢君） 転用の売買です。
- 1番（松本 泰典君） 転用の売買。なら面積足らんど。全部転用。
- 事務局（上田 賢君） この1,487という面積にここが足りんということですか。
（うんの声） ああ、なるほどですね。それはですね。
- 1番（松本 泰典君） これば全部含めると足るということ。
- 事務局（上田 賢君） いや、これ以外のところをですね、現在地目がまだ、登記地目が畑の所があるのでこのような形で出てるという形になります。
- 1番（松本 泰典君） そしてこれ登記は田になっとるでしょう。ばってん雑種地たい今現在。
- 事務局（上田 賢君） 現状は、はい雑種地です。
- 1番（松本 泰典君） あれは田ですか。
- 事務局（上田 賢君） あそこはももとの登記面積は田です。なので今回農地転用のほうで申請があがってるという形です。
- 1番（松本 泰典君） はい、わかりました。
- 議長（松村 公正君） ほかにございませんでしょうか。ございませんか。
（ありませんの声）
- 議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。
第34号議案の申請番号1から5は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）
- 議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、第34号議案の申請番号1から5は、原案のとおり決定いたしました。
それでは、6番、山本委員が入室されましたので、申請番号6から9について、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。ございませんか。
こらちょっと上田君、500㎡超えてとつとこばちょっと説明しとったがよかばい。
- 事務局（上田 賢君） そうですね、すみません、事務局より、6番から8番の案件について補足で説明をさせていただきます。
現在のですね、転用の申請面積のほうが、合計しますと683㎡となります。通常一般個人住宅の場合の転用の許可が認められる面積といたしましては、概ね500㎡、なので550㎡までが大体認められる面積となっております。
以上のことだけを考えますと、転用面積としては大きいという形になるんですが、現地のですね、測量の図面が添付されておりまして、法面部分等々を差し引いたところの、実際に住宅地として使える面積といたしましては、468.09㎡という

ふうに書類が添付されております。

以上のことから、今回の分の転用の許可申請にいたっているという形になります。
補足として説明をさせていただきます。

○議長（松村 公正君） だそうでございます。ご意見ございませんか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第34号議案の申請番号6から9番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第34号議案の申請番号6から9は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、第35号議案、「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第35号議案、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成30年11月27日、申請番号168号、事業内容は太陽光発電施設です。変更内容といたしましては、事業期間の変更となっております。当初の変更前の計画といたしましては、平成30年5月1日から平成30年10月31日までに事業を完了させるという計画となっておりますが、変更後といたしまして、平成31年4月1日から平成31年8月30日までとなっております。

変更理由といたしましては、皆さん、テレビ等々でお聞きになってるかと思いますが、経済産業省等がですね、太陽光設置に関する制度の見直しを今、行っております。それに絡みまして、この申請人の会社のほうが、平成31年3月末までに完了しなければいけない仕事の増加により、自分のところの仕事ができないような事態に陥ったために、今回の計画の変更に至っているということになっております。

今回に関しましては、事業の内容等々に変更なく、期間の変更はないですので、事務局としては問題ないかなと考えております。

2番、受付日、平成30年12月21日、申請番号175号、すみません、議案書の訂正をお願いいたします。当初の事業内容のほうですが、これは駐車場ではなくアパートの建設というふうになっております。

変更内容は、事業者の変更及び事業内容の変更となっております、事業者の変更については、変更前、変更後の記載のとおりとなっております。事業内容の変更に関

関しましては、変更前がアパートの建設、変更後が申請人の資材置き場というふうになっております。

変更理由といたしましては、申請当初、町内にある会社へ社員が20名程度異動で来るというお話があったということで、アパートの建設のほうをというふうに考えられたのですが、その異動がなくなったために、入居予定がなくなったというところで計画を中止し、変更後の事業者の資材置き場としての利用を行いたいとなっております。排水等々については、当然アパートよりも資材置き場のほうが問題がなくなるということで、問題はないかなと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。第35号議案は、農地転用許可後の事業計画変更承認申請でございます。

事務局からの説明が終わりました。

何かこの件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ山本委員。

○6番（山本 精武君） 山本ですけど、これは太陽光は〇〇〇のほうですか。

○事務局（上田 賢君） はい、あそこの〇〇〇のほうです。

○6番（山本 精武君） 2年ぐらい前したところ。（ですですの声）まだ全然何もしてませんですね。（してなかですの声）わかりました。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第35号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

異議なしと認め、第35号議案は、原案のとおり承認されました。

続きまして、第36号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第36号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番と2番は同一の申請になります。

利用権等の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は、合計面積は2,945㎡、中間管理機構の特例事業による売買となっております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

第36議案は、農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画1件でございます。事務局からの説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。ここは〇〇〇の〇〇〇でございます。（はいの声）はい、どうぞ、松本委員。

○1番（松本 泰典君） 1番の松本です。金額は合計、全体で合計。

○事務局（上田 賢君） そうですね、2筆でこの金額になります。

○1番（松本 泰典君） 2つということだろう。

○事務局（上田 賢君） はい、2つでこの金額になるということです。

○1番（松本 泰典君） はい、わかりました。

○5番（原 靖君） もともとは何だった。

○議長（松村 公正君） ハウス、温室、ガラス温室これは。

○5番（原 靖君） バラ園、バラ園のガラス温室。

○議長（松村 公正君） 最初はなんか共同でしとんかったたいな。そしてなんか分かれてやりよって、〇〇〇さんが今度は奥さんが亡くなったけんもうやめるといふことで。

ほかに何かございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第36号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、第36号議案は、原案のとおり承認されました。

続きまして、第37号議案、「非農地化通知について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。

第37号議案、非農地通知についてご説明いたします。非農地の一覧についてはですね、本日お配りいたしました表のほうをご覧ください。

提案理由といたしましては、その資料に記載してある農地について、農地法第2条第1項の農地に該当するかを今回において審査をまとめるものとなっております。なお、今回の審査の結果、非農地に該当すると判断した場合には、所有者に対し非農地通知書を、県法務局等の関係機関に対しては非農地通知一覧表を送付するものであります。今回審査を求めますのは資料に記載してあります2筆でございます。

内容をご説明いたします。非農地通知の一覧表をご覧ください。今回は下坂下地区の2筆、2,378㎡となります。また今回の2筆についてですが、農業生産法人の設立に伴う事業の推進の中で、非農地化の判断が必要となったためでございます。

1番の土地については、竹・雑木等が確認できております。

2番の土地については、雑木が確認され、周辺を山林に囲まれており、進入路もないことから、農地への復元が困難で、かつ農地の継続的な活用は困難な農地でございます。

以上のことから、農地に該当しないことが適当であると判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

なお、現地の写真等々についてはですね、今、回覧のほうで見ていただいておりますので、そちらのほうをご覧ください。

以上、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりました。この非農地化につきましてにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（雑談）

何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。まだまだかなりあるそうでございます。

○6番（**山本 精武君**） 個人で届けて申請するわけですね。

○事務局（**上田 賢君**） 2つのパターンがあるんですけども、一応農地法上ではですね、皆さんの今年度ですと7月から利用意向調査だったですか、利用状況調査のほうでまわっていただいて、B分類と判断したところについてはですね、その年度内のうちに非農地化をするというふうに一応決められております。ただ、現状といたしまして、南関町は今、非農地の候補としては約3,000筆、面積としては300haぐらいが候補としてあります。それをちょっとさすがに今いっぺんにするのは無理な状態なので、事務局としては少しずつ、大字単位ぐらいで着実に非農地化を進めているような形となっております。

○議長（**松村 公正君**） ほかにございませんでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（**松村 公正君**） ないようでございますので、採決いたします。

第37号議案について、非農地化に判断することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。

異議なしと認め、第37号議案は、非農地化に判断することに意見決定いたします。

-----○-----

6. その他

○議長（**松村 公正君**） それでは、その他の事項、何かございませんでしょうか、事務局。

○事務局（**上田 賢君**） 本日お配りしましたこちらの農業委員等の綱紀粛正についてという書類をご覧ください。こちらについてはですね、熊本県農業会議のほうから送られてきておりまして、全国農業会議所のほうからの発信の文書になっております。農業会議所のほうにはですね、農水省の経営局長のほうからの通知が裏面のほうに付いているので、そちらをご覧くださいと思うんですが、こちらのほうからの文書があったというところでの文書になっております。

内容といたしましては、ちょっと読み上げをそのままさせていただきます。

農林水産省は、11月27日に別紙の農業委員等の綱紀粛正についてを発出しました。これは、この10月に元農業委員が収賄容疑で逮捕、元農業委員並びに元職員が、農地法違反ほう助の疑いによる書類送検がなされたとの報道を踏まえ、一月に2件ものかかる事案が発生したことを重く見て発出されたものです。当会議所は、逮捕の事案の報道後に、すみません、別紙には付けておりませんが、10月15日付け、30会議所発第554号、農業委員等の綱紀粛正については発出いたしましたが、その直後に書類送検の事案が発生しました。

現在、農業委員会組織は、改正農業委員会法の下、全国の農業委員会をあげて農地利用の最適化に取り組み、成果を確保していくことが求められています。加えて11月16日に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律において、農業委員会の重要性が増したことに加え、農地中間管理事業5年後見直しにおいても、農業委員会の役割、権限を明確化する方向で検討されるなど、農業委員会の重要性が増すとともに期待も高まっています。

こうしたことを踏まえ、11月29日開催の平成30年度全国農業委員会会長代表者集会における農地利用の最適化の取り組み強化に向けた申し合わせ決議において、農地整備の厳正な執行を徹底することを決議したところです。今後かかる不祥事が発生しないように、管内の農業委員会における綱紀の保持を徹底するよう周知かたよろしくお願い申し上げます。という形で書類が来ております。

こちらについてはですね、新聞報道等もされたようなんですけれども、内容といたしましては、農地を取得する法人がですね、無断で農地転用で駐車場にすることがわかっていながら、農業委員会のその法手続きを進めたというところで、

その際に金銭の収受があったというところで、この逮捕または書類送検がなされたという形になっております。当然農業委員会においてはですね、こういった総会の場で審議を行い、決議をしているところではございますが、皆さんのほうでもですね、そういった形の収賄等々は当然ないと思いますが、そういったことがないように事業の推進に努めていただきたいと思います。また容易にですね、転用とか許可は可能ですよというようなお返事はなさないように重ねてお願いを申し上げます。

以上、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（松村 公正君） この件につきまして、何かご質問ございませんか。

やはりですね、業者はありとあらゆる手してくるかと思っておりますのでですね、そのあたりはですね、発生しないように、また事務局とですね、相談しながら進めていただきたいと思います。

皆様からのほかに何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。あと総会も2回でございます。こらしもたて思わんごとですね、やっていただきたいと思います。

○6番（山本 精武君） 4月から何人残られるとだろかて思て。

○事務局（上田 賢君） 一応まだ、先日の12月議会で農業委員さんに関しましては同意を得られておりますが、まだ決定がなされておられませんので、ちょっとそのところについては差し控えさせていただきたいと思います。（次回はいつですかの声）次回はですね、2月8日の金曜日か12日の火曜日で考えておりますが、12日だとちょっとあまりにも許可日が遅くなってしまいますので、事務局としては2月8日にお願いできないかなあと思っております。（何曜日ですかの声）金曜日です。

○議長（松村 公正君） 時間はどがん。

○事務局（上田 賢君） 時間は何時がよろしいでしょうか。（朝がよかの声）じゃあ9時半で、9時半からでお願いします。

○議長（松村 公正君） それでは、次回は2月8日の9時半にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（上田 賢君） そして、次回からですね、総会の場所が、2月、3月については、隣の公民館の視聴覚室のほうで、こちらが申告の会場になりますので、そこはお間違えのないようお願いいたします。

○議長（松村 公正君） 何かほかにごございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、お諮りいたします。本日の事件、決議事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(はいの声)

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。異議なしと認め、処理することにしたしました。

皆様には慎重審議いただきまして、ありがとうございました。これもちまして、議長の席を下りさせていただきます。

-----○-----

7. 閉 会

○事務局長（**東田 彰夫君**） ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（**竹島 久利君**） 起立。これもちまして第10回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午前10時11分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人